平成２８年（フ）第１２８４号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番101―605号
大幸東団地、開始決定時の住所名古屋市千種区月ケ丘３丁目５番27号
破産者　齋藤　隆夫
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１５４号
名古屋市中村区鳥居西通２丁目１番地　鳥居西ビル３Ｆ303号
破産者　東　　幸三
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３９号
大阪市天王寺区堂ヶ芝２丁目14番５―202号
破産者　リビング松浦こと松浦清三こと　ＬＩＭ　ＣＨＯＯＮ　ＳＡＭ　林　　春三
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７８０号
大阪府吹田市垂水町２丁目４番37号（316）
破産者　三好　康太
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３０号
大阪市福島区玉川１丁目１番36―506号
破産者　岸田　康生
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６２５号
大阪府茨木市沢良宜浜２丁目14番４号　ルミエール・チヨ　201号、前住所大阪府茨木市平田２丁目37番19号の１
破産者　谷口　世紀
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３５７号
大阪府河内長野市美加の台２丁目22番10号
破産者　うまく買ってねこと　西口　　正
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５７７号
大阪府池田市畑３丁目５―22ハイツ啓203号、開始決定時大阪府豊中市北緑丘１丁目10番10号
破産者　内山　郁夫
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９６号
堺市堺区旭ヶ丘北町３丁３番18―301号、住民票上の住所堺市堺区大仙中町７番14―207号
破産者　土屋鍼灸院こと　土屋　昭男
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４４２号
神戸市東灘区甲南町３丁目９番29―１号
破産者　和工房ひらのこと　平野　洋一
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０１号
北九州市小倉北区木町２丁目17番３―301号、開始決定時の住所北九州市小倉北区上到津３丁目10番21―105号
破産者　岩崎　永明
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４１２号
北九州市八幡東区清田４丁目28番５号
破産者　加世田正志
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第９３号
北海道苫小牧市川沿町１丁目３番24号　キムラハイム６　202号、開始決定時の住所北海道苫小牧市宮前町２丁目18番８号
破産者　柳河奈津子
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第８３号
岐阜県土岐市駄知町1944番地の１
破産者　渡邉　昭文
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第１０号
兵庫県丹波市春日町池尾19番地、開始決定時の住所兵庫県丹波市春日町池尾89番地
破産者　勝野　　正
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第４９号
広島県三原市中之町１丁目26番31号、破産開始決定時の住所広島県三原市港町３丁目20番12号
破産者　砂内　一伸
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部